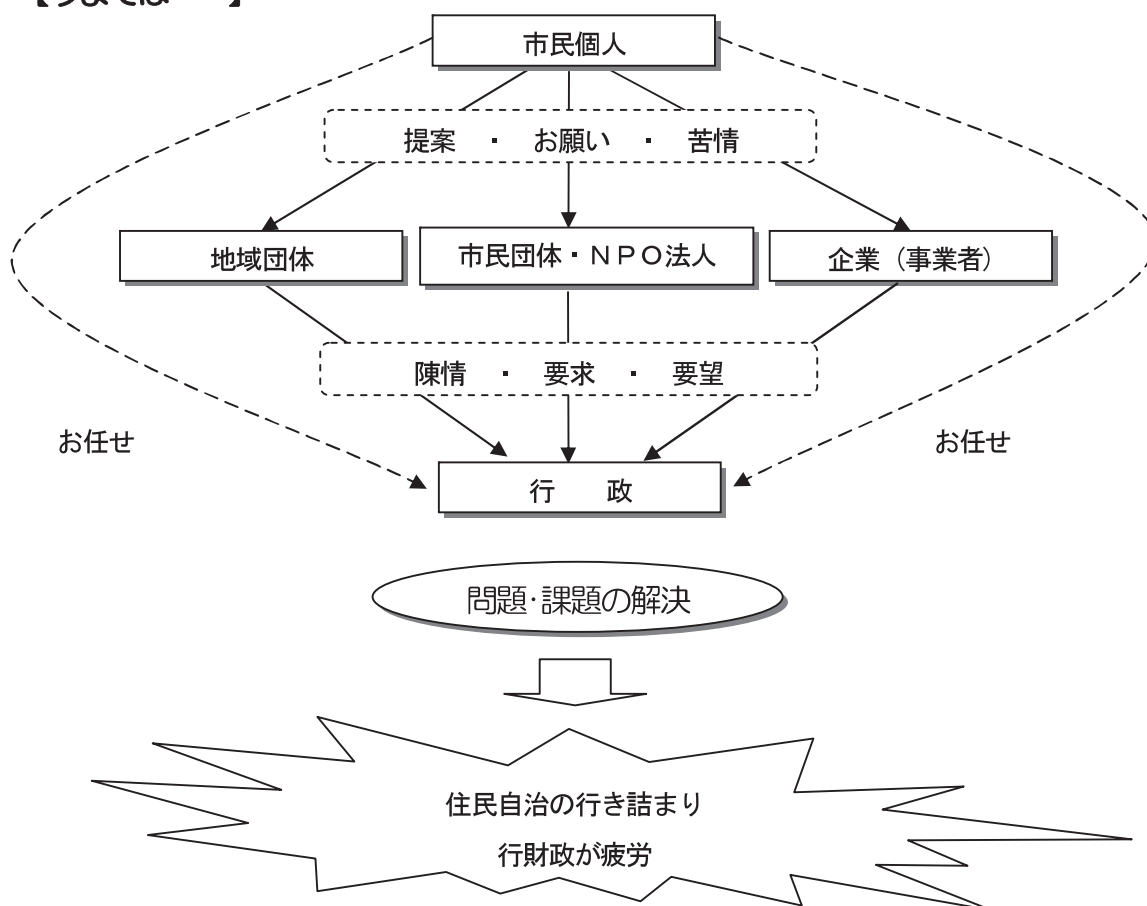


Ⅲ. 市民協働を具体的に考える

前章の「Ⅱ. 市民協働のあり方」に基づいて、地域や生活上の課題を市民協働により解決することを、図式化しシミュレーションしてみました。市民協働の流れがイメージできます。ここでは、団体等が「市民」側の主体となる場合を想定しています。

1. 市民協働の大まかな流れ <今までの状態と比較して>

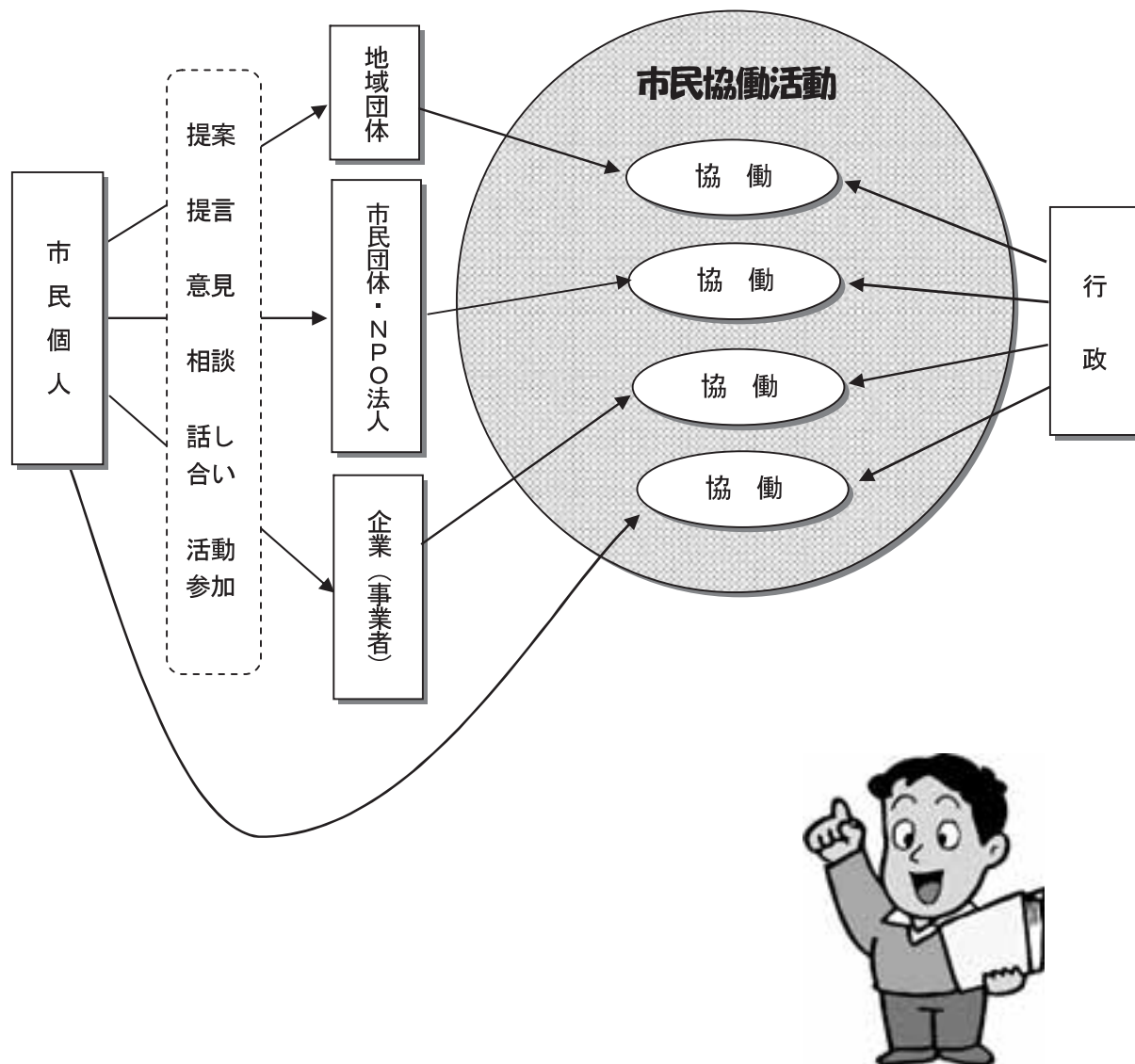
【今までは……】



今までは、市民個人は、地域団体や市民団体・NPO法人、企業（事業者）などを通じて行政に文句を言ったり、提案したり、お願いをしてきました。もちろん、行政に直接苦情を言うこともありました。また、行政に任せておけば大丈夫だと思っている人もいました。

行政は、陳情や要求、要望を余すことなく実現させようと、大きな借金までして頑張っていました。また、市民から任されているという思い込みにより、市民のためにと、行政の中だけで検討し、事業を行ってきたこともありました。

【市民協働の形】



市民は、自分の回りの困ったことや問題点について、まず、身近な人たちと相談し、その人たちで解決できることは解決します。

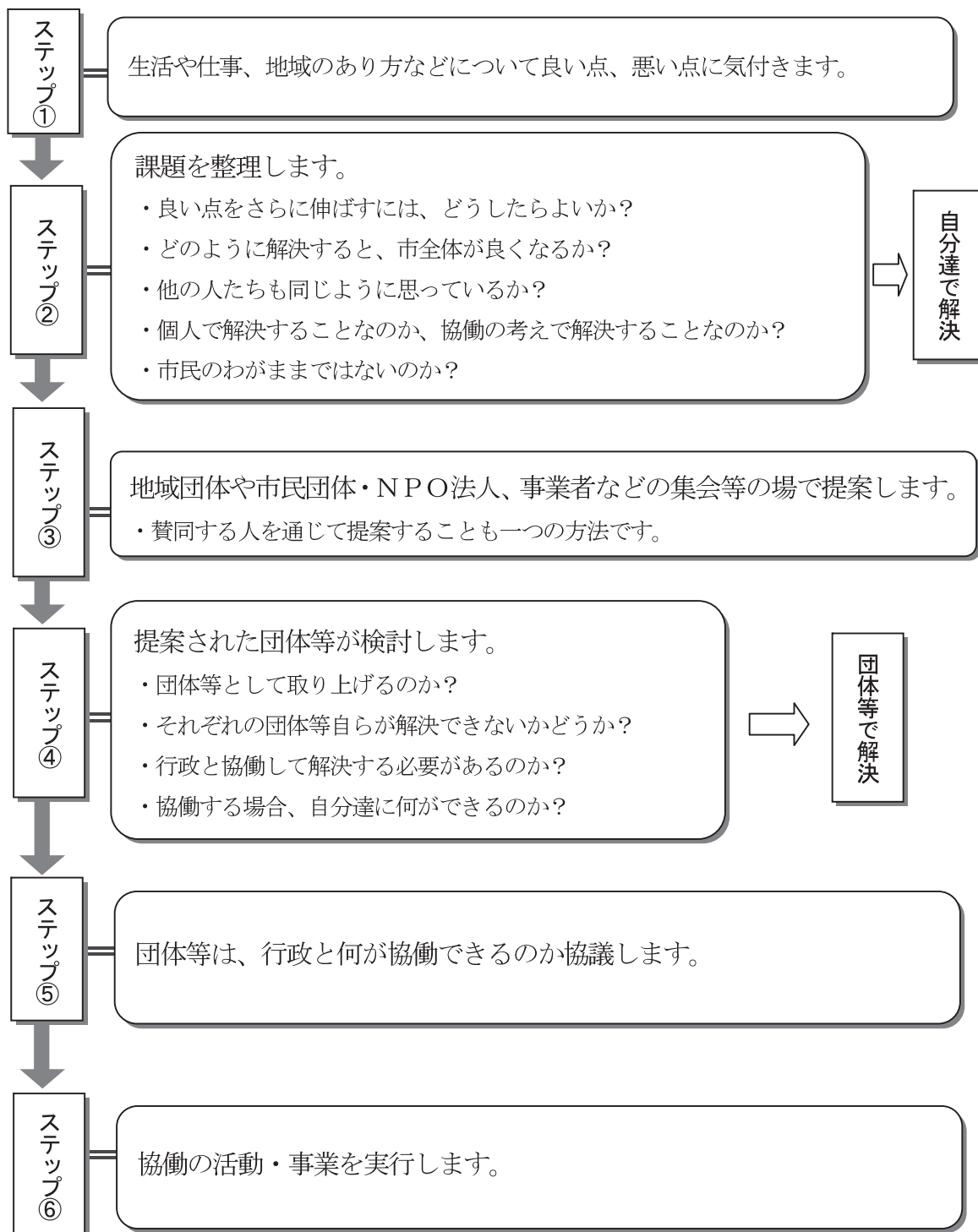
そこで解決できないときは、地域団体、市民団体・NPO法人、企業（事業者）に相談します。それぞれの集会や会議で相談し、その組織で解決できることは解決します。

その組織単独では解決できないときは、行政の力を借りることになります。そのときは、ただ行政にお願いするだけではなく、組織や個人は、自分たちには何ができるのかを考え、そして行政へ提案することが大事なこととなります。

2. 市民協働の進め方

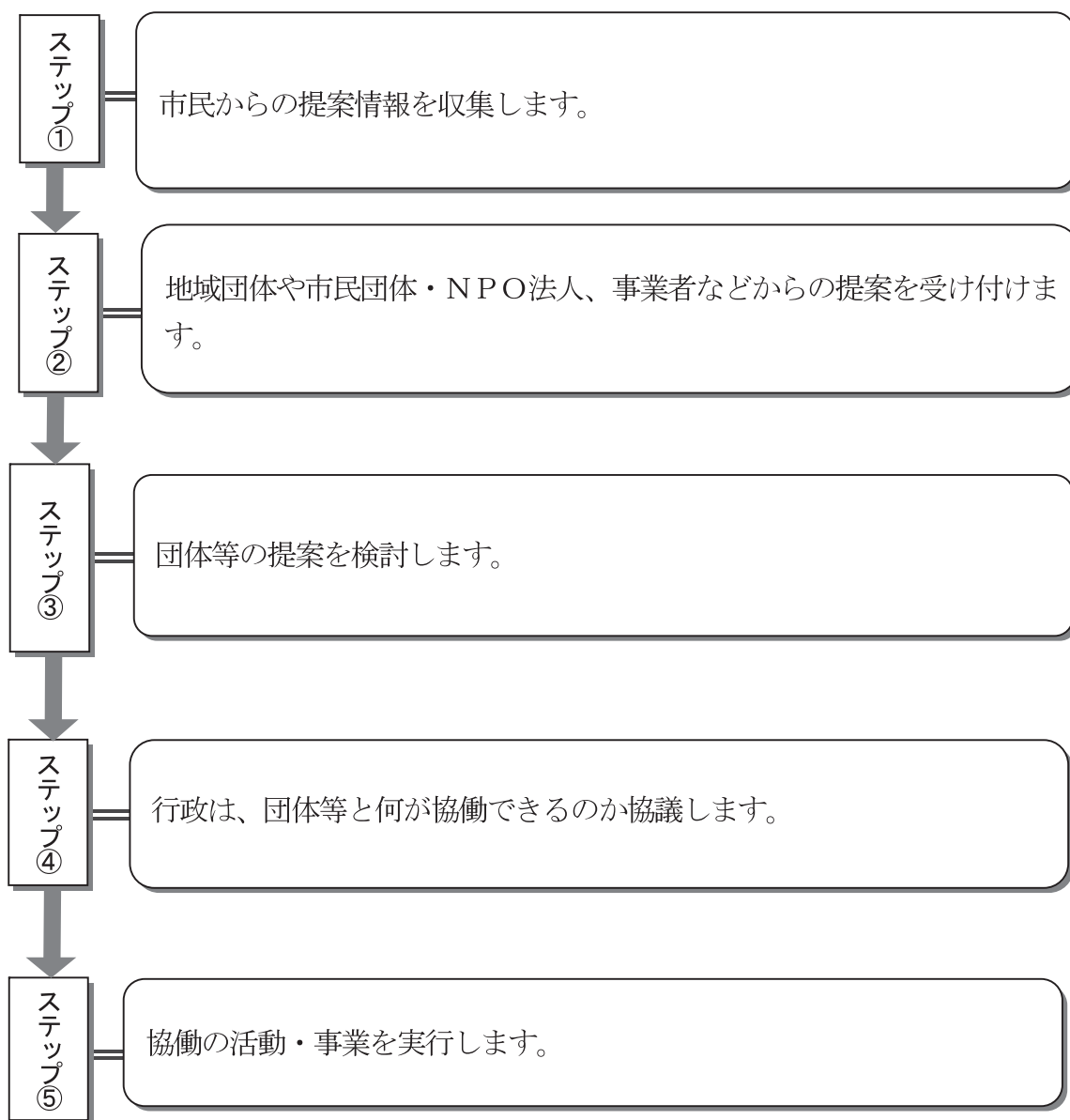
～市民の6つのステップ～

【団体等が主体となる場合】



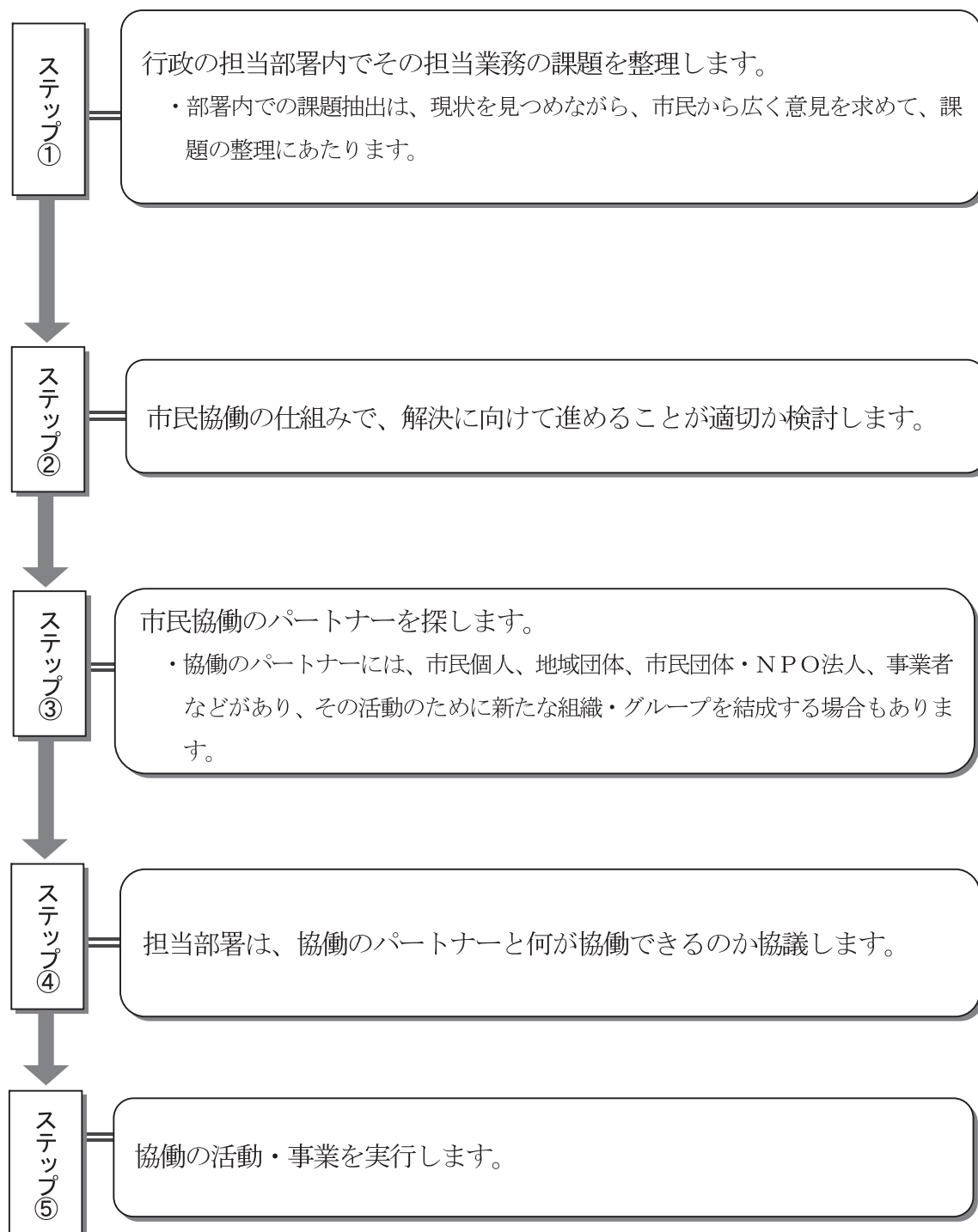
～行政の5つのステップ～

【市民から協働の申し入れがあったとき】



注) ここでは、「団体等」として、地域団体や市民団体・NPO法人、事業者を表記していますが、個人が集まったグループや事業者団体等もこの「団体等」の中に含まれます。

【行政から市民へ協働の申し入れをするとき】



※各ステップにおける具体的な作業については、行政だけの一方的な事業とならないよう、市民協働により検討していきます。

3. 市民協働になじまないこと

①行政の公権力[※]行使

徴税、戸籍、処分などの行政が法律や条例により与えられた権限により執行する事例があります。

※但し、公権力の行使の根拠となる政策の論議は、市民協働で行われる必要があります。

②市民個人の行為

個人と個人、または家庭内の行為や活動であって、その解決が地域あるいは市の振興・発展に寄与されないと思われる事例があります。

※但し、家庭内の行為によって生み出される、児童虐待等への対応支援など、公益の対象としての保護を必要とされる場合は、市民協働の対象となります。

③「市民」と「市民」との協働

市民同士あるいは、複数の団体等が協力して行われるものは、広い意味では協働と言えますが、この指針では市民と行政との協働を「市民協働」としています。



市民協働を更に理解いただくために、第Ⅶ章及び第Ⅷ章に、市民会議で市民協働を具体的な形で研究するために作成した「事例検討シート」、市内で実際に行われている「協働の事例」を掲載しています。